

『中国・朝鮮の日本史料集成明実録之部(一)』
史籍における

間野潜龍

今から三年前、奈良県明日香村の高松塚古墳が発見されて、壁面に書かれた極彩色男女群像、四神、日月像、天井の星座、白銅鏡等、幾多の遺物が吾々の眼の前に提供された時、その築造年代や被葬者の身分推定などをめぐって、考古学の立場や日本の古代史籍からの検討が加えられたことは勿論だが、銅鏡と唐鏡との比較、壁画像や四神図を通じて、唐墓や高句麗古墳との関係を論ずるなど、中国や朝鮮半島との文化交流が大きな課題としてとりあげられたのである。このように日本と、中国・朝鮮との間には、

政治・経済・文化などあらゆる分野において、古来より密接な関係があり、その裏付けとなる関係史料も、それぞれの国の史籍に豊富に残されている。したがって日本と中国・朝鮮との交流を検討するには、それらの史料が十二分に活用されなければならず、そのためにはその史料が活かされやすいように整理されること望ましい。

ところでこれらの史料は、大きく分けると次の三つの分野にあるであろう。まず第一は日本に存在する中国・朝鮮に関する記録である。それは古くは日本書紀をはじめ、多くの日本文献の中に

見えるほか、室町時代の善隣国宝記や華夷変態など、日本人の對外観を示す專著の中に示されている。また江戸時代の和刻の漢籍も、これらの部類に入ると思われる。さらにかつて筆者がある篤学の郷土史家から恵を受けた寛政元年序の唐土歴代州郡沿革地図なども、広い意味ではこの分野に属するものであろう。ついで第二の分野は、中国・朝鮮における日本関係の記録である。この種の古いものは、邪馬台論争に必らず登場する魏志倭人伝をはじめ、歴代正史の日本関係史料、その他中国・朝鮮の史籍に見える関係史料、さらに鄭舜功の日本一鑑や、申叔舟の海東諸国記などの專著も、これに加えられるであろう。さらに第三の分野は、日本と中国・朝鮮との相互交流に関する記録であるが、これは第一の分野、もしくは第二の分野に關係しており、おおむねそのいづれかに収められている訳である。

さてこれらの史料を実際に利用するとなると、その豊富なことは汗牛充棟もただならぬ有様であるから、その中から零細な史料まで採訪蒐集することは、予想もできぬほどの苦勞をとまなう。

その上、日本史の研究者が中国・朝鮮における文献から史料を採訪することは、中国史や朝鮮史の研究者が日本における記録から史料を蒐集するのと同様、甚だ苦心の要することである。そこで本書は、その第二の分野について、特に中国・朝鮮の基本史料である明実録、清実録、李朝実録及び正史の中から、日本関係の史料を蒐集整理しようとするもので、今回まず明実録からの史料蒐集の第一冊が刊行されることになった。したがって以後続いてその他の部分も順次刊行される予定であり、それらがまとまった段階で私見をのべるのが順当かとも思われるが、ひるがえって、今

いざさか望蜀する所の一端を述べて、今後の刊行に何らかの参考として頂くことも、また意義あるものかと考えられるので、ここに筆をとった次第である。

二

最初に、日明関係の基本史料を蒐集するための中国側の史籍として、まず第一に明実録をとりあげられ、精力的に関係史料を蒐集整理されたその意欲と努力に、大いに敬意を表したいと思う。

かつて同じように明実録の中から史料を蒐集校勘し、明代滿蒙史料十八冊を編纂する事業に参加した筆者にとって、このような作業が、如何に細心の注意力、たゆまぬ忍耐力、そして史料の理解力を要求されるかを痛感しているので、本書の刊行に注がれた関係者の労苦は、並大抵のことではなかったと想像されるのである。それだけにできあがった史料集が、今後一人でも多くの研究者を裨益するために、少しでも十全に近づくことを願ってやまないものがある。

まずテキストになった明実録について、一言ふれておきたい。

およそ明実録とは、明代の太祖以下十三朝の実録を総称したもので、總教二九一四巻から成っている。これについては、すでに筆者の「皇明実録私考」（神田博士還暦記念書誌学論集所収）、「明実録の研究」（明代滿蒙史研究所収）、「明実録について」（歴史教育十二一九）に叙述しているので、ここで詳論することは省くが、もともと明実録は太祖実録とか英宗実録とか、それぞれ別個に編纂されたものである。原則としてその皇帝が崩じ、次の新帝が即位すると、直ちに纂修の勅が出て編纂に着手し、当時残っている

諸官庁の記録や、各地の史料を集め、皇帝をはじめ皇室に関する一切の出来事、祭祀祀典、臣下への褒勉、遠人の撫諭、封爵、封典、その他國事の大小にわたり、詳細に収録される。こうして纂修が終ると、正副二本を造って正本は内府（後に皇史宬）、副本は古今通集庫（後に内閣）に収め、歴代の実録纂修の時とか、副臣の閲読に副本を見せるほか、部外者には一切伺い知ることが出来なかった。ところが嘉靖十三年七月より歴朝実録を改めて謄写し、銅匱に入れ、これを正本として皇史宬に入れることになり、さらに万曆十六年、同二十六年の二回の謄写があつて、明末には四種の実録が朝廷に収められていたことになる。

しかし今日、中国や日本、欧米など世界各地に伝わる実録は、断片的なものを入れると、三十余種にもほぼる。我が國では宮内庁圖書寮、国会図書館、内閣文庫、東洋文庫、東大、京大などに一部乃至数部所蔵している。また中国では昭和十六年梁鴻志氏が影印した江蘇國學圖書館本があり、他に北京圖書館本や広方言館本など数種の写本が伝承されていた他、欧米にも幾種かの写本があるといわれている。このような写本のうちには、明末の四種の謄録本の一部かと思われる写本もあるが、ほとんどの写本は、明末清初、もしくは清代になって写された写本である。つまり先の四種のうちのどれかから転々と伝写された訳で、まず嘉靖十年代の謄録以後に、内閣副本から伝写されたものであろうと考えられる。そして伝写の間に、誤写、脱落、省略あるいは書きかえもあったと思われる、今日の写本相互にかなり相違する部分があるのである。したがって明実録を利用するためには、まずテキストの選択と、可能なかぎりその校勘が必要となってくる。

今回本書が依拠したテキストは、中央研究院歴史語言研究所で景印した明実録である。これは旧北京図書館本を底本としているほか、別に広方言館本や抱經樓本等、かつて中国に伝承されてきた教種の写本と校勘して、「明実録校勘記」を付している。ところで三十余種にもおぼる写本を比較検討した場合、一概にどの写本が最良であるとはいえず、十三朝毎にそれぞれ一長一短があり、また中には同じ系統の写本と思われるものもある。そこでこれらを大きく概観するとすれば、我が国の宮内庁本を用いることも一方法だが、本書が一般に普及している中央研究院本に依拠したこととは、まず妥当なことかと思われる。ただし中央研究院本の太宗実録などは、もともと一三〇巻であるものが二七四巻になっているので、当然太宗実録の巻数の表示は、もとの巻数をも併せて表示すべきものであろう。

さらに本書で示されている校勘は、中央研究院でつくった校勘記をそのまま援用して上欄に列記されたが、この校勘記はもともと中国に存在した写本のみを利用してつくった校勘記であり、我が国に伝わっている多くの写本は全く触れられていない。したがって我が国の写本を少しでも利用して校勘が補足されておれば、より一層良きものが得られたことと思うのである。

三

さて実際に史料蒐集を行う段階になって、まず配慮しなければならぬことは、その抄出の基準をどこにおくかということである。本書では凡例の第一に、「明と琉球を含む日本との関係を示す資料を抄出編纂した」となっており、およそ日明の交流史料

は全面的に抄出したことになる。ともかく一つの方針が立てられると、必然的にこの方針に従って、史料の脱落は鋭意避けるべきである。もちろん明実録のように大部の書物からの抄出であれば、やむを得ない点もあるが、利用者はこれをもつてすべてと考えて接するので、その脱落は最少限度にとどめなければならぬ。

本書について具体的に検討してみると、たとえば、かりに本書の半ばを開いて全体の二十分の一、すなわち一二九頁あたりから約十五頁程をとりあげた場合、次のようなことがわかる。まず大きな脱落は、一三一頁二行目の次に「宣宗実録卷五一、宣徳四年二月丁丑朔、丙申、賜朝鮮國使臣韓惠等九人、琉球國使臣謂慈淳世等十三人、鈔絲幣表裏及紵絲襲衣、有差」があり、当然これは採録すべきものであった。さらに文中の脱落も注意すべきことで、一三九頁三行目の「四方番國皆來朝」の次に「貢」が落ちており、この記事ではさらに次の行の「今」は「令」でなければならぬ。すなわち史料を正確に写しとることも、史料集としての基本的な要請であるが、一三六頁二行目「脱臺」の臺は、テキストでは常に「台」で書かれており、ここでも原文に則して「台」とした方がいいであろう。また一三七頁二行目「郭伯慈母」の「慈」ならびに四行目の「慈」は、いづれも「茲」であり、一四一頁八行目の「柔者朶兒只」の「柔」は「桑」、同じ行の「阿失合木」の「合」は「答」であるべきであり、さらに一三〇頁の上欄の「綿」は「綿」の上の「綿」は「錦」にすべきものであって、如何に史料集は原文に注意しなければならぬかを痛感するのである。

つぎに史料の抄出の方法について、一つの記事の中に日明関係でない部分が混入している場合、これをどのように整理するかが

問題になる。たとえば一七八頁に「錦衣衛指揮僉事王瑛言八事」とあり、王瑛のいう八事のうち、七事は全く日明関係にかかわりのない記事である時、本書では必要のある部分のみを採って、他は省略している。このように不用の部分のカットするという原則にしたがえば、一三二頁の九行目の「賜朝鮮國使臣李中至等、琉球國中山王使臣譚泰來結制等、鈔絲幣表裏、有差」の記事は、「朝鮮國使臣李中至等」の部分のカットすべきことと思われるが、本書では短文の場合はそのまま全文を収録されたい。すなわちそこにいささか不統一の部分が現れ、史料抄出の上で混乱をもたらすことになる。かつて筆者らが編纂した明代滿蒙史料でも、原則として無関係の記事はカットする方法をとったが、いづれにしても厳密には決めかねる場合もあり甚だ難しい問題である。しかし原則として定めた方法には、できるかぎり従うべきものであらう。

こうして幾つかの問題点を挙げてきたが、何ととっても尨大な明実録の中から関係史料をえらび出す努力、さらにその史料を読んで句読をつけ、人名にはサイドラインをつけて明示するという作業は大変なことであり、その苦勞には頭のさがる思いがするのである。ただし人名にサイドラインをつける場合、日本関係の人名にはそれほど判別困難なものもなからうが、朝貢記事などには、他の地域の人名に一考を要するものがある。たとえば二〇九頁に「達思蛮長官司達思刺男乃兒只監察」とあるが、これは「達思刺の男、乃兒只監察」と二人の人物に分けるべきであらう。

四

つぎに注意すべき問題点は、すべての記事の年月の朔日に対して、西暦でもって頭注に示されたが、ここに大きな誤りが見つかったことである。本書のような史料集は、必然的に年月日が正確でなければならぬ。とくに近年來、小中学生の教科書にもすべて西暦で年月を示すようになってくると、本書の史料を利用するために、西暦で換算した年月日を提示することは、甚だ有益である。日本史で利用する場合のために、更に日本の曆日もあればとも思われるが、西暦で一応示されていれば、それをもとに考えることが可能であるし、別に年表を用いて知ることも出来る。欲をいえば、一九五九年に中國で刊行された「清実録經濟資料輯要」のように、各記事にすべて西暦の年月日を併記してあれば、より良かったように思うのである。

ところでこの西暦年月日の換算が正確さを欠いていた場合は、かえって大きな障害になる。そこで上欄にある西暦について、すべてを検討してみたが、そのうちまず一頁から太祖実録のみを挙げてみると、次のようである。

| 頁 | 誤 | 正 |
|----|-----------|-----------|
| 一 | 一三六九・二・八 | 一三六九・二・七 |
| 五 | 一三七〇・三・二六 | 一三七〇・三・二八 |
| 九 | 一三七二・二・六 | 一三七二・二・五 |
| 一〇 | 一三七二・七・二 | 一三七二・七・一 |
| 一三 | 一三七三・一・二五 | 一三七三・一・二四 |

| | | |
|----|------------|------------|
| 一四 | 一三七三・七・二一 | 一三七三・七・二〇 |
| 一六 | 一三七四・八・九 | 一三七四・八・八 |
| 一七 | 一三七四・一・一五 | 一三七四・一・五 |
| 一八 | 一三七五・二・二 | 一三七五・二・一 |
| 一九 | 一三七五・五・二 | 一三七五・五・一 |
| 二〇 | 一三七六・四・二〇 | 一三七六・四・一九 |
| 二一 | 一三八〇・二・二八 | 一三八〇・二・二七 |
| 二二 | 一三八四・六・二〇 | 一三八四・六・一九 |
| 二三 | 一三八四・一〇・一六 | 一三八四・一〇・一五 |
| 二四 | 一三八六・一・二三 | 一三八六・一・二二 |
| 二五 | 一三八八・二・九 | 一三八八・二・八 |
| 二六 | 一三九一・三・七 | 一三九一・三・六 |
| 二七 | 一三九一・八・三一 | 一三九一・八・三〇 |
| 二八 | 一三九一・九・三〇 | 一三九一・九・二九 |
| 二九 | 一三九三・五・一二 | 一三九三・五・一一 |
| 三〇 | 一三九三・九・七 | 一三九三・九・七 |
| 三一 | 一三九五・一・二二 | (削除) |
| 三二 | 一三九五・九・一四 | 一三九五・九・一五 |
| 三三 | 一三九八・二・一八 | 一三九八・二・一七 |

このうち印刷の誤りと思われるもの一・二を除く他は、すべて一〇日目のずれが出ているが、それは一体どうして生じたものであろうか。

凡例によると、「太陽暦への置換は三正綜覧によった」というが、問題はそのより方にあつたわけである。凡そ三正綜覧は明治十三年内務省地理局で編纂せられ、和本綴りで上下二冊であつた

が、昭和七年復刻されて一冊本となり、さらに昭和四十年にも再刻せられた。ところで昭和四十年の再刻本には欠けている昭和七年刊の解題には、甚だ興味のある記載が見られる。「近來一般社会に歴史思想が勃興して『今日の歴史』というような記事が往々見受けられるが、過去の暦日を取扱ふには左の諸点の注意を要する」として、第一に「時候の相違がある。三月三日を桃の節句とし此日桜田事変の降雪は有名であるが、今日の三月三日ならば降雪も珍しくない」といい、第三に「年の相違を生ずる。孝明天皇の崩御は慶応二年十二月二十五日(発喪記録は二十九日)で御祭日は太陽暦推歩によって翌年一月三十日となっている。親鸞上人は弘長二年十一月二十八日の入滅で西本願寺は太陽暦に推歩して翌年一月十六日とし、東本願寺は旧暦を直に当てて明治四十四年六百五十年忌を営み、翌年西本願寺は同年忌を執行した。洋暦との関係も亦此の如く文久二年十二月十二日品川御殿山英国公使館の焼打は英人は千八百十三年一月三十一日と記録している。反対にルイ十六世の最後、西紀一千七百九十三年一月二十一日は我年表の上では寛政五年に当るけれども、実は寛政四年十二月十日の事である。是等は年表のみに依て歴史を連断することの如何に危険なるかを語るものである。」というのである。

このことはまた陳垣氏の中西回史日曆叙にも述べていることと照応する。彼はいう。「民国紀元以前、中西曆法不同、西曆歲首恒在中曆歲暮、少者差十余日、多者差五十余日、今普通年表多祇為中西年之比照、而月日闕焉、抛此計年、中西曆恒有一歳之差異、例如陸九淵之卒、在宋紹熙三年、抛普通年表為西曆之一一九二年、本無誤也、然九淵之卒在十二月十四日、以西曆紀之、當為一一九

三年一月十八日」とあり、全く三正総覧と同じ問題を論じているのである。

いささか余談にわたるが、かなり緊要な問題とも思われるので、かつて経験したことを述べよう。昭和四十七年十二月八日の北日本新聞の「読書コーナー」に、次のような十二歳の小学生の投書が掲載された。「一学期にぼくたちは国語の本で、福沢諭吉を学習しました。その国語の本には、福沢諭吉が生れたのは一八三五年である」と書かれてありました。しかし、最近読んだ「明治文化を築いた五人」という題の本の中では福沢諭吉は一八三四年に生れた、と書いてありました。そこでぼくはそれを疑問に思い、家にある事典類を調べたところ、次のような結果が得られました。

牧書店「明治文化を築いた五人」一八三四年
学研「学習大百科事典」一八三四年

研秀出版「日本の歴史下」一八三四年

集英社「日本歴史全集10」一八三四年

小学館「小学五年生付録人名事典」一八三四年

新人物往来社「歴史と人物」一八三五年

光村図書「小学新国語六上」一八三五年

晁図書「学習事典」一八三五年

日本郵趣協会「新日本切手カタログ」一八三五年

このように本によって一八三四年や五年と書いてあったらテストなんかには福沢諭吉は何年に生まれたか、という問題がでたら解けません。本当の福沢諭吉の生年月日はいつでしょうか。」

評
この小学生の切実な質問は、まさに吾々歴史研究にたずさわる者への警鐘ではなからうか。心すべきことであろう。ところがそ

れから十日程へて、同じ新聞に黒部某なる人物の投書が現れた。「先日の本欄に福沢諭吉の生年月日は？と富山市水橋大町の小学生が質問を出している。この小学生はいくつかの事典や歴史をしらべ、福沢の生れたのは一八三五年であるというのと、一八三四年に生れたというのとどちらが正しいかということである。国語読本では一八三五年と書いてある。」

福沢はいうまでもなく啓蒙思想家、一九五八年から同六四年にわたって出版された「福沢諭吉全集」全二十一巻（岩波書店）によると、一八三五年生れとあり、また同じ岩波書店から出版した石波幹明著の「福沢諭吉伝」にも一八三五年、同じく岩波書店版の羽仁五郎著「白石・諭吉」にも一八三五年とあるから、国語読本に記載されているとおり、諭吉の生まれ年は一八三五年が正しいのではなからうか。おそらく国語読本のは、この「福沢諭吉全集」によったものだと思う。緒方洪庵が長崎に蘭学塾を開いたのと、大阪で開いたのと年が一年違うように、一八三四年生れとあるのは藩蔵屋敷に生れた末子ということから起ったのではあるまいか。くわしくは学者の説をまちたい」と。

この最後の結論によると大変なことになる訳で、すみやかに研究者が正しい答を与える義務がある。すなわち三正総覧の必要なのであって、まさに三正総覧の解題にいう所の「年表のみに依って歴史を速断することの如何に危険なるか」を想起せしめるものである。だからこそ三正総覧を利用しなければならぬ訳で、福沢諭吉が生れたのは、「天保五年十二月十二日」で、西暦に換算すると、一八三五年一月十日ということになる。そこで天保五年だけをとれば一八三四年、年月日によれば、一八三五年となる。

(筆者は前者を当年法、後者を紀日法と称している)。つまり三正綜覧を見れば、その換算がたやすく出来るのである。

このように三正綜覧は大いに利用価値があるが、(ただ所々に誤りがあることも古くから言われている通りである)しかし今、この明代の史料である明実録の年月日換算においては、ただ三正綜覧に書かれている月日をそのまま転載する所に大きな誤りが生じたのである。すなわち三正綜覧は日本の暦を西暦に当てはめるには適しているが、中国の暦を西暦に換算するには、そこに一考を要する。それはあくまで三正綜覧は日本の暦を基準にしているからで、たとえば洪武二年正月丙申朔は、日本の所では南朝正平二十四年正月丁酉朔と書いてあり、そこに示された西暦一三六九年二月八日は、日本の丁酉朔に当る日であり、中国の丙申朔は二月七日でなければならぬ。先に挙げた陳垣の二十史朔閏表をみれば、当然二月七日となっている。この二十史朔閏表もまれには誤りはあるが、本書の換算には十分に利用できるものであり、どうしてこれを活用されなかったか残念なことである。

以上、いろいろと気のついた点を書きならべたが、要するに史料集というものは、どれほど苦勞を要しても、過ぎるということではなく、しかもそれほど報いられないものである。本書に期待する所また多きために、無理な注文を出した所もあったかと思われるが、関係者の方々の努力に深く敬意を表して筆を擱く。

(A5判 三二〇頁 一九七五年四月 圖書刊行会 四五〇〇円)

(大阪外国語大学教授)

森本公誠著

『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』

佐藤 圭四郎

曩に東京大学東洋文化研究所より編著『デリー』(山本達郎・荒松雄・月輪時房・合著。昭和四二―四五年)全三冊が公刊されてイスラムインドの遺跡調査・社会文化史研究の分野において国際的に貢献したが、いままた茲に森本公誠博士の高著『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』が梓行せられたことは、欧米のイスラム学の水準に比して著しい立ち遅れをみせている吾国の西アジア史学界において、原史料を縦横に駆使した最初の本格的な專著が出現したことを意味し、ひろく本邦斯学のためその功業を讃えたい。

イスラム政治社会の研究において財政史の占める比重は大きく、国家財政の解明には、税制の研究が不可欠の要素を成す。イスラム体制下において税制機構が完備した時期を一応アッバース朝時代に比定することが可能であろう。著者がこの課題に取組む発端となり、いくつかの問題提起を行った基礎研究は、『付論』として巻末に収められた「アッバース朝の国家財政」である。カリフ、ムクタデルの治世に宰相アリー・イブン・イーサによって国家財政に導入された有名な予算制度を中心において複雑な税務行政機構の分析を行い、巨額の前期的資本を用いて国庫貸付と穀物投